

輸出貨物船積料金表

I 料金の種類及び額

上屋入れよりはしけ取本船積の場合 (A)

1 トンにつき 単位 (円)

貨 物 名			内 訳			合 計
			船積料金	分担金	はしけ内 荷 捌 料	
ユニ タイ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物		4,701	18.75	85	4,804.75
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満且つ容積20トン未満 のもの)		4,306	18.75	157	4,481.75
包 装 品	袋物(紙・ビニール入りのもの)		6,023	18.75	329	6,370.75
	ベ ー ル 物		5,735	18.75	245	5,998.75
	カートン ケース クレート	雑 貨 類 ・ 機 械 類 (1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の)	6,060	18.75	245	6,323.75
		機 械 類 (1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の)	5,596	18.75	157	5,771.75
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		4,971	18.75	245	5,234.75
	鋼材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	5,462	18.75	120	5,600.75

- (注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。
- (3) 分担金については別掲料金表参照。

直背後上屋入れより接岸本船積の場合 (B)

1 トンにつき 単位 (円)

貨物名 項目			内 訳		合 計
			船積料金	分担金	
ユニ タイ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物		3,443	11.25	3,454.25
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの)		3,048	11.25	3,059.25
包 装 品	袋物 (紙・ビニール入りのもの)		4,765	11.25	4,776.25
	ベ ル 物		4,477	11.25	4,488.25
	カートン ケース クレート	雑 貨 類 ・ 機 械 類 (1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の)	4,802	11.25	4,813.25
		機 械 類 (1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の)	4,338	11.25	4,349.25
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		3,713	11.25	3,724.25
	鋼材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	4,204	11.25	4,215.25

- (注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として1トンにつき315円を別途申し受けます。
- (3) 分担金については別掲料金表参照。

営業倉庫（又は上屋）河岸はしけ受より本船積の場合（D）

1トンにつき 単位（円）

貨物名 項 目	内 訳			合 計
	船積料金	分担金	はしけ内 荷 捌 料	
織 維 製 品	3,161	9	245	3,415
化 学 合 成 織 維 （ 原 料 ）	2,987	9	245	3,241
缶 詰	3,161	9	245	3,415

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 庫内検量のための併替看貫及び仕訳の料金については別途申し受けます。

単位（円）

織 維 製 品 1 ト ン に つ き	561
化 学 合 成 織 維 1 ト ン に つ き	499
缶 詰 1 カ ー ト ン に つ き	53

(3) 分担金については別掲料金表参照。

上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合 (E)

1トンにつき 単位 (円)

貨物名 項 目	内 訳		合 計
	船積料金	分担金	
袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4642.50

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(3) 分担金については別掲料金表参照。

〔Ⅱ〕 分担金及び付加金

区 分	A	B	C	D	E
(1)港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	5円60銭	4円80銭	4円80銭
(2)港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭	1円50銭	—	1円50銭
(3)労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円90銭	4円20銭	4円20銭
(合 計)	(18円75銭)	(11円25銭)	(12円)	(9円)	(10円50銭)

料 金 の 適 用 方

1. 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合
輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業
- (2) 直背後上屋入れより接岸本船積の場合
輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業
- (3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合
輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業
- (4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

2. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3. 最 低 料 金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は、1トン分とします。

4. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

6. そ の 他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金にお

けるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 次の費用については実費を申し受けます。

① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

〔Ⅲ〕 上 屋 保 管 料 金

(1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当り収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

1日1トンにつき 単位（円）

貨物分類	施 設 上 屋 の 場 合	公 共 上 屋 の 場 合
コ ン テ ナ （ 野 積 場 ）	13	9
繊 維 原 料 類	57	43
青 果	57	43
窯 製 品	68	57
そ の 他 の 貨 物	100	81

(注) (1) 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

(2) コンテナについては、野積場置き料の料金とします。

(3) 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

〔 I 〕 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目					金 額	
					接岸本船船側・はしけ内	接岸本船船側・はしけ内
					↔ 上屋・野積場内	↔ 上屋・野積場前
ユニ タイ ズ貨 物	コンテナ	実 入			670	536
		空			569	455
	パ レ ッ ク	タ イ ツ	貨 物		1,014	811
	バ ッ グ	コ ン	テ ナ			
	プ レ ス	リ ン	グ			
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車				788	630
完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）						
完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）				1,192	954	
包 装 品	袋 物				1,437	1,150
	ベ ー ル 物				1,420	1,136
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）			1,457	1,166
		機械類（1個当り5トン以上のもの）			1,192	954
		青 果 類			1,262	1,010
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品			—	1,556
有 姿 貨 物	タ イ ヤ				942	754
	巻 取 紙 （ 内 地 産 ）				1,059	847
	木 材	岸壁揚 の も の	原 木	米国材・南洋材	929	743
				北 洋 材	911	729
			製	材	949	759
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,484	1,187
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,223	978
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル			1,040	832
	石 材				1,028	822
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍 礦 石（粉）				1,021	817
	鉍 礦 石（塊）・特殊鉍 礦 石				1,218	974
	砂 糖				950	760

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日 曜 日 ・ 祝 祭 日 に お け る 荷 役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について、基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業員数による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

5. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に併付けるまでの作業。（1トンにつき 単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

6. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

7. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

8. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

9. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンのつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンのつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

10. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

沿 岸 荷 役 別 掲 料 金

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側 ←→ 上屋・野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び併付するまでの作業。

(出) 貨物の上屋、野積場内から搬出及び車側までの移送作業。

なお、作業範囲は50メートルとします。

一般貨物	上屋海側入出基本料金の 8 割
撤 貨 物	〃 3 割

ただし、撤貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

は し け 運 送 料 金 表

〔Ⅱ〕 料金の種類及び額

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指 定 区 間 運 送
	通 常 の 港 湾 内	特 定 地 区 と の 間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有 姿 貨 物	1,258	1,480	① 1,702 ② 1,924
撤 貨 物	1,135	1,358	① 1,579 ② 1,802

(1) 特定地区は、兵庫運河、東部第四工区とします。(神戸港)

安治川端建蔵橋上流、木津川千本松大橋上流、神崎川出来島大橋上流とします。(大阪港)

(2) 指定区間は、① 神戸港と尼崎港、西宮港及び大阪港との間、

② 当港と東播磨港、姫路港及び和歌山下津港との間とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の 4 割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の 3 割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき 単位円)

品 目							金 額
一 般 包 装 品							133
ユ 有 撤	ニ	タ 姿	イ 貨	ズ 貨	貨 物 物 物		66

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増とします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。